

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	法令番号	平成14年法律第88号		
手続名	狩猟免許の取消し、効力の停止	根拠条項	第52条		
処分基準	<p><b>【狩猟免許取消し】</b></p> <p>(1) 狩猟免許を取り消さなければならない場合（鳥獣保護管理法第52条第1項） 鳥獣保護管理法第40条第2号（同法施行規則第47条で定める病気）から第4号までに該当することが判明したとき</p> <p>(2) 狩猟免許の全部又は一部を取り消す場合の基準（鳥獣保護管理法第52条第2項）</p> <p>① 鳥獣保護管理法第83条第1項各号及び第2項並びに第84条第1項各号及び第2項に該当するとき</p> <p>② 鳥獣保護管理法第48条及び施行規則第52条の適性試験の合格基準を満たさないとき</p> <p><b>【狩猟免許の効力の停止】</b></p> <p>(1) 効力の停止を1年間とすることができる場合の基準（鳥獣保護法第52条第2項）</p> <p>①鳥獣保護管理法第85条第1項各号に該当するとき</p> <p>②鳥獣保護管理法の違反形態の中で罰則規定の定められていない違反で、違反を繰り返す者又は悪質な者</p> <p>(2) 狩猟期間中の2ヶ月を含む期間を定めて効力を停止することができる場合の基準（鳥獣保護法第52条第2項）</p> <p>①鳥獣保護管理法第86条各号に該当するとき</p> <p>②鳥獣保護管理法の違反形態の中で罰則規定の定められていない違反で、違反を繰り返す者又は悪質な者以外の者</p> <p>※（参考）平成29年3月31日付け環自野発第1703312号環境省自然環境局野生生物課長通知VI-1-7(2)、(3)</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課	目次 No.